

業務改革プログラム（改定）（案）

～セカンドステージにおける改革の取組～

2005年9月27日
(2006年4月24日改定)

I. 「業務改革プログラム」の基本的な考え方

- 社会保険庁においては、平成16年11月に緊急に取り組むべき80項目の業務改革メニューを掲げた「緊急対応プログラム」を策定し、以後、逐次実施に移してきたところである。
 - 今般、新たに「業務改革プログラム」を策定し、新組織が発足する平成20年度における業務改革の到達目標を示した上で、それまでの間(改革のセカンドステージ)に、「緊急対応プログラム」に基づく取組とともに、速やかに取り組むべき、もう一段の業務改革の在り方を明らかにする。
 - 改革のセカンドステージにおいては、
 - ① 行政サービスのトップランナーとなるべく、国民のニーズに的確に対応した、よりきめ細やかで迅速なサービスの提供を実現すること <国民サービスの向上>
 - ② 公的年金の意義・役割・有利性を分かりやすくお伝えし、公的年金に対する国民の幅広い理解を得ること <年金制度の周知徹底>
 - ③ 負担能力に応じた公平な保険料負担を徹底し、公的年金制度の安定的な運営を図るための対策を強化すること <保険料収納率の向上>
- の3分野を最重要課題として位置付け、併せて、

- ④ 最も無駄のない役所を実現すること <予算執行の無駄の排除>
 - ⑤ 個人情報保護への認識が徹底された職場を実現すること <個人情報保護の徹底>
 - ⑥ 業務改革・組織改革を着実に実行するための基盤となる職員一人ひとりの意識改革を実現すること
　　<意識改革の徹底>
の3分野の課題についても、更なる対応を進める。

○ 本プログラムに掲げる取組を実施するにあたり、法律改正を要する事項については、社会保険庁改革関連法案に盛り込み、平成18年の通常国会に提出。

○ 本プログラムの策定後、セカンドステージにおける改革の進捗状況を検証するため、「緊急対応プログラム」に基づく取組を含め、業務改革全体について四半期毎の定期的なフォローアップを行うとともに、その結果や今後の状況等を踏まえ、逐次、プログラムを改定する。